## 花巻市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 平成30年2月15日(木) 午後1時00分
- 2 会議場所 花巻保健センター2階 集団指導室
- 3 会議日程 別紙次第のとおり
- 4 協議事項
  - (1) 諮問第1号 花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
  - (2) 諮問第2号 花巻市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
  - (3) 諮問第3号 花巻市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について
  - (4) 諮問第4号 平成30年度花巻市国民健康保険特別会計予算について
- 5 会議に出席した委員は次のとおりである。

被保険者代表委員

委員 江川 サツミ

委員 瀬川行夫

委 員 板 垣 真喜子

委員 金澤 千加子

保険医又は保険薬剤師代表委員

委員 三浦良雄

委員 中舘一郎

委 員 八重樫 寿 人

委員 山田裕司

公益代表委員

委員 藤本莞爾

委員 鎌田慶弥

委員 杉原典子

被用者保険等保険者代表委員

委 員 阿 部 徹

委員 四日市 吉 則

6 会議を欠席した委員は次のとおりである。

委員 中村良則

7 会議に出席した職員は次のとおりである。

市長

健康福祉部長

財務部市民税課長

上 田 東 一

熊谷嘉哉

平 野 克 則

財務部収納課長 健康福祉部健康づくり課長 健康福祉部国保医療課長 健康福祉部国保医療課課長補佐 健康福祉部国保医療課国保係長 
 小
 原
 一
 美

 及
 川
 牧
 雄

 八重樫
 洋
 子

 加
 藤
 充

 晴
 山
 達

(開会 午後1時00分)

## 国保医療課長 (八重樫洋子君)

委員の皆様には、お忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。国保医療課の八重樫でございます。よろしくお願いします。

会議に先立ちまして、新しい委員の方をご紹介申し上げます。

被用者保険等保険者代表委員でありました高橋 哲夫さまが辞任されましたので、新たに、北日本銀行健康保険組合の四日市吉則さまに委員を委嘱しております。よろしくお願いいたします。

## 四日市吉則委員

はじめまして、北日本銀行健康保険組合の四日市吉則です。どうぞよろしくお願いします。

## 国保医療課長 (八重樫洋子君)

それでは、ただ今から花巻市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日の協議会には、公益代表委員の中村良則さまから、欠席する旨の申し出がありましたのでご報告いたします。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに、上田市長よりごあいさつを申し上げます。

#### 市長(上田東一君)

皆様大変お忙しい中、また雪が多くお足元の悪い中、ご参集いただきまして、 誠にありがとうございます。

新しく四日市吉則委員には委員をご承引くださり、感謝申し上げます。

国民健康保険につきましては、被用者保険に加入されていない方々が被保険者となっており、高齢化が進む中、一人当たり医療費は増加しており、加入者数が減少していることから、保険給付費全体としては減少の状況にございます。その中で、本年4月から県が国保の財政運営の責任主体を担うという大きな変更があます。花巻市は県が決定した国保事業費納付金を県に納付することになりますが、市は、被保険者の皆様の国保税率を決定、賦課徴収、保健事業などを引き続き行うことになります。

今回は、条例の改正について3件、平成30年度花巻市国民健康保険特別会計 予算について、諮問させていただき、ご審議を賜ることになります。

県が財政運営の主体を担うという大きな変更がありますが、市の国保財政の状況から見て、雇用者の支援が得られない方々の保険ということで、国及び市が支援しておりますが、収入が比較的少ない方々が多い中で国保税が負担になってい

る方々が多いと感じております。今回の保険税率改正案におきましては、これまでの資産割を廃止することとしております。収入が少なくても固定資産税が高い方につきましては、国保税を多く払わなくてはいけないという、大変な負担が大きかったわけですが、今回廃止させていただき、また、応能応益の割合をできるだけ50:50に近づけ、比較的収入に余裕のない方々の負担の軽減に努めております。

また、今回の改正案では、単年度収支が赤字となることも覚悟しており、平成29年度末見込みで約17億円の財政調整基金の積立金を今後活用していくことを前提に、国保税をお支払いいただく方々の負担をなるべく軽減したいと考えているところです。そのような観点から、担当部署にはこれまで以上に精密な試算をさせたうえで、被保険者の負担をできるだけ軽減した制度に変えたいと考えているところです。

非常に重要な節目となる諮問案となっておりますので、皆様の慎重なご審議の うえご意見いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

## 国保医療課長 (八重樫洋子君)

それでは、市長より諮問を行います。

(市長から会長へ諮問書手交)

## 国保医療課長 (八重樫洋子君)

次に花巻市国民健康保険運営協議会会長からごあいさつをお願いいたします。

## 会長(藤本莞爾委員)

それでは、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から、当協議会の円滑な運営へのご協力に対しまして、衷心より御礼と感謝を申し上げます。

ただいま市長より、花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、花巻市国民健康保険条例の一部を改正する条例、花巻市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例、平成30年度花巻市国民健康保険特別会計予算、の4件について諮問を受けたところであります。

昨年10月に開催しました研修会では、国保制度や国保会計等について、市の担当から話を伺いました。今回は、いよいよ本年4月から国民健康保険の都道府県化に関連した条例改正や平成30年度の当初予算について審議することとなっております。限られた時間ではありますが、皆様方からのご忌憚のないご意見等を頂戴しながら、審議がスムーズに進めさせていただきますことを心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## 国保医療課長 (八重樫洋子君)

ありがとうございました。

市長には別の用務がございますので、ここで退席させていただきます。

(市長退席)

#### 国保医療課長 (八重樫洋子君)

本日の協議会は、定数14名中13名の出席となっております。花巻市国民健

康保険運営協議会規則第4条に定めます定足数に達しておりますことをご報告申 し上げまして会議に入らせていただきます。

会議の議長は、花巻市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして、会長が当たることとなっておりますので、会長よろしくお願いいたします。

## 会長 (藤本莞爾委員)

それでは、私の方から議事を進めさせていただきます。

最初に本日の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、板垣眞喜子委員と金澤千加子委員にお願いします。

それでは、審議に入ります。

諮問第1号「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を 議題といたします。当局から説明を求めます。

## 市民税課長(平野克則君)

諮問第1号「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご 説明いたします。

まず、改正の趣旨からご説明いたします。平成30年度から、県が国民健康保険の財政運営の責任主体になりますが、それにより、県は市町村ごとに国民健康保険事業費納付金額を決定し、市町村は国民健康保険税を賦課・徴収のうえ、県に納付金を納めることになります。本日、ご審議いただきます課税方式及び税率は、県より示された平成30年度の国民健康保険事業費納付金及び市町村標準保険税率を参考に設定しようとするものです。

また、併せて、地方税法の一部を改正する法律が、平成30年4月1日に施行されることに伴い、課税額についての規定も改正しようとするものです。

はじめに、税率設定にあたっての考え方についてご説明いたします。課税方式は、岩手県の示す市町村標準保険税率と同じ「所得割額」「被保険者均等割額」及び「世帯別平等割額」の合算額からなる3方式を採用しようとするものです。これまで課税していた「資産割額」を廃止し、資産割課税世帯の負担を軽減するとともに、応能応益の割合を地方税法に規定する標準割合に近づけようとするものです。課税区分ごとの割合調整につきましては基礎課税額、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の3つの課税区分ごとの課税割合を標準料率に近づけようとするものであります。税率につきましては、後程ご説明いたしますが、課税区分ごとに見ますと、税率の増減はありますが、資産割額の廃止と合わせ、均等割額及び平等割額を調整し、国保被保険者全体の負担軽減を図ろうとするものです。

改正条文についてご説明いたします。「諮問第1号資料その2」新旧対照表を ご覧願います。第2条は、都道府県化に伴い、国民健康保険税の課税額は、県の 国民健康保険に関する特別会計への納付金に充てるための課税額であることを規 定するものです。

次の頁、第3条から2枚めくって第7条の3までは、税率を改めようとするものです。第21条は、国民健康保険税の減額について、税率の改正に伴い国民健康保険世帯の所得金額に応じて、「被保険者均等割額」及び「世帯別平等割額」を改めようとするものです。

次に施行期日でございますが、本条例は、平成30年4月1日から施行しよう

とするものです。

「諮問第1号資料その3」の3頁をお開き願います。現行税率と改正税率案、比較増減を分かり易く表にまとめております。一番上に、基礎課税額の税率を、次に後期高齢者支援金等課税額、その次に介護納付金課税額の税率を記載しております。基礎課税額の税率ですが所得割額を現行の7.0%から6.5%に0.5%の引き下げ、資産割額の課税は廃止いたします。均等割額は18,000円から16,500円に、平等割額は19,000円から16,300円に改正しようとするものです。後期高齢者支援金等課税額の税率は所得割額を現行の1.5%から2.0%に、資産割額の課税は廃止いたします。均等割額は5,900円から6,900円に、平等割額は5,700円から5,600円に改正しようとするものです。介護納付金課税額の税率は、所得割額を現行と同じ2.0%、資産割額の課税を廃止いたします。均等割額は7,000円から7,500円に、平等割額は6,000円から7,800円に改正しようとするものです。

税率改正による影響額ですが、昨年12月末日現在のデータを基に、賦課期日である、平成30年4月1日の被保険者数及び世帯数を推計し、課税総額を「現行税率」で試算しますと、16億213万6千円になりますが、「改正後の税率」で試算しますと、14億5千541万3千円になります。差し引き、1億4千672万3千円の引き下げとなります。一世帯当たりにすると1万1千580円、被保険者一人当たりにすると7千305円の引き下げとなります。

4頁をお開き願います。課税額の例を6パターン記載しております。今回の税率改正では、「資産割額」を廃止することとしておりますので、現行・改正案とも「資産割額」の課税は「なし」として試算しております。

例1は、25歳で給与収入が150万円の1人世帯の場合、3千300円の減額となります。例2は、45歳で給与収入が280万円、40歳の妻の給与収入が100万円、子供2人のいる4人家族の世帯の場合は、1千700円の減額となります。以下、同様にご覧ください。今回の税率改正分としては、記載している例にかかわらず、国保被保険者全体の負担軽減が図られるものです。

ただし、後程ご説明いたしますが、基礎課税額の課税限度額が引き上げとなる、 地方税法の改正が3月末に予定されておりますことから、その改正分を加味した 場合に、課税限度額が上がり、課税額が上昇する世帯が出でまいります。

以上で、私からの説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

#### 会長(藤本莞爾委員)

健康福祉部長。

## 健康福祉部長(熊谷嘉哉君)

私からは「諮問第1号資料その3」の前段部分についてご説明いたします。 本年4月から国民健康保険制度の改革が行われますが、概要について改めてご 説明いたします。

見直しの背景につきましては、国民健康保険制度は「年齢構成が高く医療類準が高い」「所得水準が低く保険料負担が重い」「財政運営が不安定なリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字も多く存在する」という構造的課題を解消する

ための改革ということです。制度改革の内容として、見直しの大きな柱としては、国による毎年度3,400億円の追加的な財政支援を行い、都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担うということです。主な変更点ですが、平成30年度からは都道府県も保険者となりますが、資格や保険税の賦課徴収は引き続き住所地の市町村が行います。平成30年度以降の被保険者証一斉更新から居住地の都道府県名が表記されます。

基本的に市町村の財政の流れは同じですが、改革後は、県は標準的な保険料率を提示し、市町村は保険税率の決定、賦課徴収を行い、徴収した保険税をもとに納付金を県に納めます。市町村が納めた納付金をもとに県は保険給付に必要な費用を市町村に交付するというものです。

岩手県から示されました平成30年度国保事業費納付金は、県全体の医療給付費等の見込みをたて、市町村ごとに決定されたものです。さらに市町村は県が算定、公表した標準保険料率を参考に、それぞれの保険税率を定め、保険税を賦課、徴収し、納付金を納めることになります。花巻市の激変緩和前の納付金額は2,370,949千円、平成28年度国保税額をもとに算定した激変緩和額は87,322千円、激変緩和措置後の納付金額は2,283,627千円となります。

また、県から示された標準保険料率は、医療給付費分の所得割5.85%、均等割額24,032円、平等割額16,785円、後期高齢者支援金等分の所得割2.04%、均等割額8,374円、平等割額5,849円、介護納付金分の所得割2.01%、均等割額10,687円、平等割額4,860円です。

2頁の「花巻市の国民健康保険の現状」です。資産割課税世帯の状況は、国保 課税世帯のうち56.9%が資産割を課税されております。

平成29年度国保税の応能応益割合ですが、医療給付費分56.22:43.78、後期高齢者支援金分46.84:53.16、介護納付金分52.80:47.20という状況ですが、国が示す応能応益賦課割合は50:50となっております。

下段の平成28年度国保税と30年度標準保険料率の算定結果においては、医療給付費分など区分ごとに比較検討した結果、後期高齢者支援金等分と介護納付金分のかい離分に激変緩和措置がなされるというものです。

先ほど、市民税課長からご説明申し上げたとおり、平成30年度の国保税率の 見直しの考え方といたしまして、資産割の廃止、応能応益合の標準化ということ と、医療費給付費分など課税区分ごとの割合を標準保険料率に近づけるよう調整 させていただいたもの、さらに国保被保険者全体の負担軽減として、平等割を引 き下げ、資産割が賦課されていない世帯の軽減を図り、この3点を基準に、先ほ どの改正案とさせていただいたものです。以上です。

#### 会長(藤本莞爾委員)

ただいま、当局から説明をいただきました。

これに対しまして、委員の皆さんから、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

#### 会長 (藤本莞爾委員)

ご質問、ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

## 会長 (藤本莞爾委員)

質問、意見が無いようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、 諮問のとおり答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 会長 (藤本莞爾委員)

ご異議なしと認め、諮問第1号は、諮問のとおり答申することに決しました。 続きまして、諮問第2号「花巻市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

当局から説明を求めます。

## 健康福祉部長 (熊谷嘉哉君)

議長。

## 会長 (藤本莞爾委員)

健康福祉部長。

## 健康福祉部長 (熊谷嘉哉君)

諮問第2号「花巻市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本条例は、国民健康保険法の一部改正に伴い、花巻市国民健康保険運営協議会の設置に係る規定について、所要の改正をしようとするものです。改正の内容についてご説明します。諮問第2号資料その2「新旧対照表」をお開きください。第2条は国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、花巻市国民健康保険運営協議会を置くことについて定めるものです。これにつきましては、国民健康保険法の一部改正により改正前の「国民健康保険運営協議会を置く」と改められたのですが、この名称変更への対応について県から厚生労働省に問い合わせたましたところ、いずれの名称も使用できるが、従前の名称を継続して使用する場合には、市の条例で協議会設置規定により名称を定める必要があるとの回答がありましたことから、改正するものです。従いまして、本日開催しております花巻市国民健康保険運営協議会という名称で引き続き運営していくため、あらためて名称を規定するというものです。そのほかの改正につきましては、条項の異動と文言の整理を行うものです。

次に施行期日ですが、本条例は平成30年4月1日から施行しようとするものです。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご答申賜りますようお願い申し上げます。

#### 会長 (藤本莞爾委員)

ありがとうございました。ただいま、当局から説明をいただきました。 これに対しまして、委員の皆さんから、ご質問、ご意見2ございましたら、お 願いいたします。

## 会長 (藤本莞爾委員)

ご質問、ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

## 会長 (藤本莞爾委員)

質問、意見が無いようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第2号「花巻市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、諮問のとおり答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 会長 (藤本莞爾委員)

ご異議なしと認め、諮問第2号は、諮問のとおり答申することに決しました。 続きまして、諮問第3号「花巻市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正 する条例について」を議題といたします。

当局から説明を求めます。

## 健康福祉部長(熊谷嘉哉君)

議長。

## 会長 (藤本莞爾委員)

健康福祉部長。

## 健康福祉部長 (熊谷嘉哉君)

諮問第3号「花巻市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本条例は、平成30年4月から国民健康保険の運営は県と市町村が共同で行い、 県は、財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うこととなるに伴い、基金の設置の目的について、所要の改正をしようとするものです。改正の内容についてご説明いたします。諮問第3号資料その2「新旧対照表」をお開きください。第2条は基金の設置に関する規定でありますが、基金の設置の目的として規定している財源充当先のうち「後期高齢者支援金」を、「国民健康保険事業費納付金」へと改めるものです。これまであった「後期高齢者支援金」という支出項目が、国保都道府県化後の新たな財政運営の仕組みにおいては「国民健康保険事業費納付金」になることによる所要の改正です。

次に施行期日ですが、本条例は平成30年4月1日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご答申賜りますようお願い申し上げます。

#### 会長(藤本莞爾委員)

ありがとうございました。ただいま、当局から説明をいただきました。

これに対しまして、委員の皆さんから、ご質問、ご意見ございましたら、お願 いいたします。

## 会長(藤本莞爾委員)

ご質問、ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

## 会長 (藤本莞爾委員)

質問、意見が無いようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第3号「花巻市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、諮問のとおり答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 会長 (藤本莞爾委員)

ご異議なしと認め、諮問第3号は、諮問のとおり答申することに決しました。 続きまして、諮問第4号「平成30年度花巻市国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

当局から説明を求めます。

## 健康福祉部長(熊谷嘉哉君)

議長。

## 会長 (藤本莞爾委員)

健康福祉部長。

## 健康福祉部長 (熊谷嘉哉君)

諮問第4号「平成30年度花巻市国民健康保険特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

具体的に予算の説明に入ります前に、参考資料をご覧ください。

はじめに「参考資料1 花巻市国民健康保険事業の状況」についてご説明いたします。

資料の1ページには、上段に「被保険者の推移」、中段に「前期高齢者数(65~74歳)、介護保険第2号被保険者数(40~64歳)の推移」、下段に「保険給付費の状況」を掲載しております。

また、2ページには、上段に「1人当たりの保険給付費の状況」、中段に「国民健康保険税調定額の状況」、下段に「1人当たりの国民健康保険税調定額の状況」を掲載しております。

1ページの被保険者数につきましては、後期高齢者医療制度への移行が大きな要因となり減少傾向で推移しておりますが、一方、被保険者の中に占める高齢者の割合が高くなっております。保険給付費につきましては、2ページにありますとおり、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより1人当たりの保険給付費は増加しているものの、先程の被保険者数の減少もあって、保険給付費全体として減少傾向となっております。

国民健康保険税の収入は、被保険者数の減少に伴い減少しております。

こうした状況を踏まえ、平成30年度は岩手県が示す標準保険税率に基づき、 国保税の課税方式を3方式とし、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付 金分のバランス調整を図るため、税率を改正いたします。

「参考資料 2 平成 3 0 年度花巻市国民健康保険事業計画」をご覧ください。 参考資料 1 によりご説明いたしました本市の国民健康保険の状況を踏まえて、 1 ページの中段から国保事業計画の基本方針として、(1)国保財政の健全運 営、(2)適正賦課の推進、(3)国保税収納促進、(4)国保資格適用の適 正化の推進、(5)医療費適正化、(6)保健事業の推進、(7)広報活動の 充実 の7項目を示しております。 2ページにはそれぞれの重点事項を記載し、 3ページ以降はその項目ごとに、現状、目標、実施方法等を記載しております。 この事業計画に基づき、国保財政の健全かつ安定的な運営を確保するため、 引き続き国保税の収納率向上に努めるとともに、各種の保健事業の推進や医療 費適正化事業の実施に努めて参ります。

「参考資料3 平成30年度花巻市国民健康保険特別会計当初予算について」をご説明いたします。

資料には、平成30年度予算のポイント、国民健康保険の財源構成並びに予 算の積算方法等について記載しております。

まず、平成30年度予算のポイントであります。国保税につきましては、資産割の廃止、3区分調整、平等割の縮小を行います。そのほか、制度改正による都道府県化に伴い予算構成の変更が行われております。

次に予算の積算方法についてご説明いたします。

はじめに保険給付費につきましては、平成29年度見込みの1人当たりの保険給付費に、花巻市の過去の給付費の平均伸び率を乗じて30年度の1人当たりの保険給付費を算出した上で、30年度の加入者見込数を掛け合わせて積算しております。

国保税につきましては、税率改正、制度改正、所得の状況、被保険者数の減少などを勘案して見込んでおります。

「参考資料4 予算構成の概要」についてご説明を申し上げます。こちらには、平成30年度歳入歳出予算の総額86億7,088万1千円について、予算科目ごとの予算額と予算に占める割合、予算科目の説明を掲載しております。歳入につきましては、最も割合が多いのは県支出金で歳入全体の7割を占め、予算額は「63億5,132万4千円」となっております。

一方、歳出につきましては、保険給付費が歳出の7割を占め、「61億3, 444万3千円」となっております。以下、国民健康保険事業費納付金の割合 が多くなっております。

それでは、予算について具体の説明に入らせていただきますが、平成30年 度当初予算について、現在予算書案を調整中であることから、概要版資料での 説明となりますことをご了承願います。

それでは平成30年度花巻市特別会計予算概要版により説明させていただきます。1ページをお開き願います。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「86億7,088万1千円」と定めようとするものです。

本特別会計は、歳出額に応じて歳入額を確保するというものであることから、 最初に歳出からご説明いたします。

3頁をお開きください。

3 歳出、1款 総務費につきましては、説明を省略させていただきまして、 2款 保険給付費、1項 療養諸費、1目 一般被保険者療養給付費「52億 5,857万5千円」から、5目 審査支払手数料「1,935万2千円」ま でにつきましては、それぞれ平成29年度医療費見込みに対して、30年度の 医療費の伸びや被保険者数を見込んだものです。

2項 高額療養費、1目 一般被保険者高額療養費「6億8,676万4千円」から、4目 退職被保険者等高額介護合算療養費「130万円」までにつきましては、前年度までの実績額等を勘案し、所要額を見込んだものです。

3項 移送費から5項 葬祭諸費までにつきましては、前年度までの実績額等を勘案し、所要額を見込んだものでありますので、説明を省略させていただきます。

4頁をお開き願います。

3款 国民健康保険事業費納付金、1項 医療給付費、1目 一般被保険者 医療費給付費「16億2,224万1千円」から3項 介護納付金、1目 介 護納付金「1億8,646万9千円」は、県が岩手県全体の医療給付費等を見 込んだうえで市町村ごとに決定した納付金を県に納付するものです。

4款 共同事業拠出金 及び 5款 財政安定化基金拠出金は説明を省略させていただきます。

5頁をお開き願います。

6款 保健事業費、1項 特定健康診査等事業費、1目 特定健康診査等事業費「1億1,342万7千円」は、医療費の適正化を目的として各医療保険者に義務付けられた特定健康診査に係る経費であり、特定健康診査業務委託「8,526万1千円」が主な内容です。

2項 保健事業費、1目 保健活動費「1,940万7千円」は、被保険者の健康保持、さらには中長期的な国保財政の安定化のための医療費適正化対策として、各種の保健事業を行うものです。

7款 基金積立金から、10款 予備費までにつきましては、説明を省略させていただきます。

1頁にお戻り願います。

歳入 1 款 国民健康保険税、1項 国民健康保険税、1目 一般被保険者 国民健康保険税と、2目 退職被保険者等国民健康保険税の合計は、「14億 3,478万2千円」です。

2款 使用料及び手数料、3款 国庫支出金は説明を省略させていただきまして、4款 県支出金、1項 県補助金、1目 保険給付費等交付金「63億5,132万3千円」は、保険給付費等に対する県補助金です。

2項 財政安定化基金交付金は説明を省略させていただきまして、2頁をお 開き願います。

5款 財産収入は説明を省略させていただき、6款 繰入金、1項 他会計 繰入金、1目 一般会計繰入金「6億281万8千円」は、一般会計からの法 定繰入金です。

2項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金、1節 財政調整基金繰入金「2億3,553万8千円」は、国民健康保険財政調整基金から繰り入れるものであり、平成30年度末残高は約14億5千万円と見込んでおります。

7款 繰越金、8款 諸収入につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、平成30年度花巻市国民健康保険特別会計予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご答申を賜りますようお願い申しあげます。なお、平成29年12月に閣議決定されました30度税制改正大綱において国保税に関する内容があり、平成30年度花巻市国民健康保険特別会計予算にかかわることでありますので、配布しております資料「課税限度額及び軽減判定所得金額の改正について」により、市民税課長の平野がご説明いたします。

## 市民税課長 (平野克則君)

参考資料 5 をご覧願います。

課税限度額及び軽減判定所得金額の改正についてご説明いたします。この改正は、 3月末に地方税法の一部を改正する法律の公布が予定されており、その改正を受け、 花巻市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。

課税限度額の改正についてご説明いたします。課税限度額は、基礎課税額、後期 高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額それぞれに設定しております。

今回の改正は、基礎課税額を現行の54万円から、58万円に4万円引き上げようとするものです。

本改正による影響でありますが、現行54万円から新たに54万円以上58万円 未満となる世帯が17世帯あり、28万5千円の税収増を見込んでおります。

新たに58万円となる世帯が104世帯で、416万円の税収増を見込んでおります。

次に、低所得世帯に対する軽減措置の対象となる判定所得金額の引き上げについてご説明いたします。5割軽減の対象となる世帯の、軽減判定所得の算定における、「被保険者の数に乗ずべき金額」を、現行の27万円から27万5千円に、同様に2割軽減については、現行の49万円を50万円に、それぞれ引き上げようとするものです。

2ページをお開き願います。

本改正による影響でありますが、2割軽減の拡大によって、新たに62世帯が対象となり、89万2千円の税収減を見込んでおります。5割軽減の拡大によっては、新たに42世帯が対象となり、87万5千円の税収減を見込んでおります。

施行期日でありますが、課税限度額の改正及び軽減判定所得金額の改正とも、平成30年4月1日を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### 会長 (藤本莞爾委員)

ありがとうございました。当局から説明をいただきました。

これに対しまして、委員の皆さんから、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

(阿部徹委員、挙手)

#### 会長 (藤本莞爾委員)

はい、阿部委員どうぞ。

#### 阿部徹委員

平成30年度と前年度との予算額を比較しますと約20億円ほど減額していますが、共同事業拠出金の廃止により約20億円ほどの差が生じると思われますが、

その関係で減少しているのかどうか、ご回答願います。

(国保医療課長、挙手)

## 会長 (藤本莞爾委員)

国保医療課長。

## 国保医療課長 (八重樫洋子君)

本年4月からの国保制度改革に伴い、財政運営の仕組みが変わることとなり、県において国民健康保険に係る特別会計を設置し、その財源として市町村が被保険者から徴収する保険税と定率の国庫負担金等の公費などで運営することになります。県は市町村ごとに国民健康保険事業費納付金を決定し、市町村に対して保険給付に必要な費用を全額支払うこととなります。この新しい財政運営の仕組みにより、これまで市町村が支払っておりました後期高齢者支援金や介護納付金、共同事業拠出金等の支払い等を、県の特別会計において運営することになりますので、このように大きな減額が生じているものです。

## 会長 (藤本莞爾委員)

阿部委員、よろしいですか。

## 阿部徹委員

ありがとうございました。

## 会長 (藤本莞爾委員)

そのほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

## 会長 (藤本莞爾委員)

質問、意見が無いようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第4号「平成30年度花巻市国民健康保険特別会計予算について」は、諮問のとおり答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 会長 (藤本莞爾委員)

異議なしと認め、諮問第4号は、諮問のとおり答申することに決しました。 次に、その他の事項につきまして事務局からありましたら、お願いします。

## 国保医療課長 (八重樫洋子君)

ご審議ありがとうございました。「平成30年度花巻市国民健康保険特別会計予算」につきまして、予算書調整が間に合わないことから概要版での諮問となり申し訳ございません。後日となりますが、当初予算書の調製が済み次第、委員の皆様に送付させていただきますので、ご容赦願います。

また、本年度の補正予算も予定しておりますが、未だ内示されてないことから本日の諮問に間に合いませんでした。議会開会前に再度の協議会開催は困難と考え、書面表決の方法を予定しております。委員の方々にはご迷惑おかけしますが、お心積もりいただくとともにどうかご容赦くださいますようお願いします。事務局からは以上です。

#### 会長 (藤本莞爾委員)

事務局から説明あったとおり、ご理解いただきたいと思います。

それでは、これをもちまして議長の務めを終わらせていただきます。皆様のご 協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

# 国保医療課長(八重樫洋子君)

以上をもちまして、本日の花巻市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。誠にありがとうございました。

(閉会 午後2時)